

A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、鳴門市では、平成27年3月に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)、令和2年3月に「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、様々な子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

国においては、令和5年に「こども基本法」の施行や「こども大綱」の閣議決定を経て、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市においても、子どもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。

このたび、第2期計画が令和6年度末をもって終了することに伴い、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、次期計画の策定を進めています。

つきましては、素案段階での計画を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に令和7年3月までに「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)をまとめる予定です。

2. 案の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、令和7年度から5年間を計画期間としています。

本計画の策定にあたっては、有識者や教育・保育の関係者、市民等で構成された鳴門市児童福祉審議会に諮り、計画内容について調査・審議を行っています。

また、子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、令和5年12月に就学前児童、小学生児童のいる世帯を対象に実施したアンケート調査(以下、「ニーズ調査」という。)や、令和4年2月に実施した子育て世帯の経済状況と生活実態に関するアンケート調査(以下、「生活状況調査」という。)の結果を、本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

本計画は、第1期・2期計画に引き続き、

『自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる』

を基本理念に掲げ、本市の豊かな自然の中で、子どもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、子どもや保護者、地域の人たちが笑顔に包まれる、そして子育て世代に選ばれる鳴門の実現をめざすこととしています。

<本計画の構成>

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨や計画の位置づけ、計画期間、策定体制について整理しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の人口等の動向や世帯・就労状況、就学前教育・保育施設の状態などの動向をまとめるとともに、ニーズ調査と生活状況調査の結果を分析し、本市の子ども・子育てを取り巻く状況を整理し、課題を抽出しました。また、第2期計画の主な取り組みの成果と課題を挙げ、評価を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の現状や課題、第2期計画の進捗状況を踏まえ、第1期計画から引き継いだ基本理念『自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる』の実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、5つの基本目標を示しました。

第4章 施策の展開

第3章で示した基本目標を実現するための具体的な取り組みについて示しました。

第5章 量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法に規定された基本方針において、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項として定められた「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと供給体制の確保について示しました。

第6章 計画の推進に向けて

「鳴門市うずっ子条例」で示されている「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもたちが健やかに成長し、かつ主体的に活動できる環境を整備するため、行政、市民、関係団体などがそれぞれの役割と責任を認識し、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子ども・子育て支援を一層推進していくことを示しました。

また、計画の実現に向けて、進捗状況の把握、点検及び評価を行うこととしました。

3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

本計画は、国の動向及び第2期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

また、「第7次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」を内包した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として位置付けています。

本計画の基本理念の実現に向け、次のような視点で、本市の子ども・子育て支援を考えていくものとしています。

(1) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭に対し、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

(2) すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることで子育てに希望を抱き、親として成長していくことができるよう、子育てに対する負担や不安を和らげるための切れ目のない支援を行います。

(3) 地域及び社会全体が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政などの社会全体で、すべての子どもの健やかな成長という目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わるような環境づくりを進めます。

また、上記の視点を踏まえつつ、第2期計画に引き続いて設定した5つの基本目標、

- (1) 教育・保育環境の充実
- (2) 健やかな育ちのための切れ目のない支援
- (3) すべての子どもと家庭への支援
- (4) まちぐるみの子育て支援
- (5) 安全・安心な子育て環境づくり

に沿って、計画を体系的に推進するための具体的な取り組みをまとめています。